



老振発第0320003号  
平成19年3月20日

特定施設事業者連絡協議会  
代表理事 馬 島 茂 殿

厚生労働省老健局振興課長



### 有料老人ホームに関する情報提供について

日頃から、福祉サービスの推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

高齢者が安心して日々の生活を過ごすためには、福祉サービスの充実と信頼性の向上が不可欠です。このため、従来から高齢者の権利が侵害されることが無いよう、関係者をあげて取り組んできたところであります。

とりわけ高齢化が進展する中で、有料老人ホームについては「終の住処」の一つとしてのニーズが高まってきております。その一方で、入居一時金の返還を巡るトラブル等運営上の問題点も指摘されていたことから、入居者保護の充実を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）について、有料老人ホームの定義の見直し（人数要件の撤廃、サービス提供要件の見直し等）、重要事項説明書の交付義務化、一時金保全措置の義務化、都道府県の立入検査権の付与等の所要の制度改正を行い、平成18年4月より施行したところであります。

こうした中、先般、千葉県下の施設で入居者の身体拘束等が疑われる事案が発生し、これと合わせて全国的に有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられました。このことは、これまで培ってきた福祉サービス全体への信頼を揺るがしかねない事態であると考えます。

このため、有料老人ホームの指導監督権限を有する都道府県に対し、本日付で「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（老計発第0320001号、老振発第0320001号。以下「通知」という。）を発出し、あらためて届出促進、未把握施設の情報収集、窓口の明確化等の総合的な取り組みの徹底を通知したところであります。

有料老人ホームに該当する施設の把握については、これまでも都道府県に対し、さまざまな情報網を活用して情報収集に努めるように依頼してきましたが、在宅介護サービスや見守り支援等の地域に根ざしたネットワークこそ、こうした施設の情報把握を推進する上で強力な助力になるものと考えます。

つきましては、下記の事項についてご理解いただき、有料老人ホームに該当すると思われる施設に関する情報を入手した場合には、都道府県の有料老人ホーム担当窓口や市区町村に情報を提供していただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 有料老人ホームの定義改正について

有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項において定義されています。平成17年度までは、「常時10人以上の老人を入所させ」かつ「食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」と定義されてきましたが、平成18年度より、この定義が、「老人を入居させ」かつ「①入浴、排せつ若しくは食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理、のいずれかの供与をする事業を行う施設」となりました（ただし、老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び一定の基準を満たす高齢者専用賃貸住宅を除く。）。

これにより、従来は有料老人ホームの定義外であった入居している老人が9人以下である施設でも、上記①から④までのいずれかのサービスを行う施設であれば、平成18年度からは有料老人ホームに該当することとなり、同法に基づく届出等の手続を行うことが必要になっています。

### 2 都道府県担当窓口等への情報提供について

有料老人ホームの指導監督事務は都道府県知事が行うこととされています。

このため、都道府県宛に発出した通知において、都道府県の担当窓口の明確化を行うとともに、都道府県の出先機関の活用、市区町村との情報交換ネットワークの構築、地域包括支援センターの活用、関係団体等からの情報の活用を通知したところです。

このため、貴会会員が有料老人ホームに該当する又は該当すると思われる施設について情報を把握した際は、都道府県（有料老人ホーム担当窓口や出先機関）や市区町村の福祉担当窓口、地域包括支援センター等に当該情報を提供していただきますようお願いいたします。

### 3 高齢者虐待に関する情報提供について

有料老人ホーム該当施設のみならず、施設等において虐待を受けたと行われる高齢者を発見した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）に基づき、市区町村の担当窓口に通報していただきますようお願いいたします。

# 「有料老人ホーム」の対象はこのように変わりました

有料老人ホームとは、老人福祉法第29条において、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう」と定義されています。

これまでは、人数が10人以上であること、食事の提供を行っていることが要件となっていました。が、老人福祉法の改正により、平成18年度から有料老人ホームの対象が拡大されました。

## 平成18年4月から

○人数要件：なし

○サービス要件：

次のいずれかを行っていること

- ①食事の提供
- ②介護の提供
- ③洗濯、掃除等の家事
- ④健康管理

※これらのサービスの提供を、(1)委託で行う場合や、(2)将来これらのサービス提供を行うことを約束する場合も該当します。

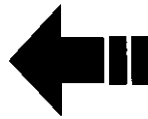
## これまで

○人数要件：

10人以上の高齢者を入居させていること

○サービス要件：

食事の提供をしていること



法律の改正

ただし、以下のものは有料老人ホームの対象から除外されています。

- ・老人福祉法で規定する老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・サービス提供（①～④）を行う高齢者専用住宅のうち、一定以上の床面積等を有するもの

# 「有料老人ホーム」に該当する場合、諸手続きが必要です

- ・ 都道府県知事への設置届

（平成18年3月以前に業務を開始したものについても届出が必要です。）

- ・ 帳簿の作成と保存
- ・ 重要事項説明書の作成と情報開示
- ・ 入居一時金の保全措置（入居一時金を受領する場合のみ）
- ・ 有料老人ホームの類型表示

など

「有料老人ホーム」に該当する物件について情報を把握した場合は、都道府県の有料老人ホーム担当窓口までお知らせ下さい。